

現代フランス社会に見る移民問題

福永洋介⁺¹・新保進介⁺²・持田明子

第1部 20世紀後半におけるフランスの移民政策の変貌を福永洋介が担当し、第2部 フランスの移民に対する教育政策を新保進介が担当する。

第1部 20世紀後半におけるフランスの移民政策の変貌 ～マグレブ移民を中心にして～

序文

フランスには、1999年の国勢調査によると431万の移民が住んでおり、これは人口の7.4%にあたる。国立統計経済研究所(INSEE)では、外国で生まれて出生時にフランス国籍を持っていなかった者を移民であるとしている。上述した431万人の中で、156万人がフランス国籍を取得している。一方、正式な滞在許可証を持たない外国人(sans-papiers)も多数おり、その数を正確に把握することは不可能であるが、情報省では30万人から100万人と推定している¹。そして彼らの存在が現代フランス社会が抱える諸問題、例えば治安悪化のひとつの要因と考えられ、失業率増加の要因としても考えられるに至っている。そのためフランスにおける移民への感情は必ずしも良くない。

こうした状況は2002年の大統領選挙でも明らかである。極右政党「国民戦線」のル・ペン党首が第1回投票の結果16.86%の支持を得て、保守派のシラク候補に次ぎ、決選投票に進んだ²。このル・ペン氏率いる「国民戦線」はとりわけ移民排斥を掲げて台頭してきた政党である。これまでの大統領選挙においては、1974年に0.6%，次の1981年には立候補に必要な500人の推薦が集まらなかつたため出馬できずにいたが、1988年に14.38%の支持を得ており³、続く1995年においては15.07%（4位）と確実に躍進を遂げている⁴。

ル・ペン氏が着実に支持を増やしている背景には移民問題という身近な問題がある。「フランスはまずフランス人の手に！このまま移民流入が続けば20年後にはイスラム

⁺¹九州産業大学大学院 国際文化研究科 博士課程（5年一貫制）1年

⁺²九州産業大学大学院 国際文化研究科 博士課程（5年一貫制）3年

共和国になる」「300万人の失業者問題を解決するのは簡単だ。300万人の外国人労働者を帰国させればいい」⁵というル・ペン氏の発言や犯罪の増加による治安悪化は移民の増加が原因であると主張する、大胆でわかりやすい内容が国民に受け入れられたために支持を伸ばしてきているものと考えられる。

では移民は本当に問題ある存在で、フランスには必要のないものなのだろうか。また治安悪化は移民の存在による影響で起こっているのであろうか。フランスでは移民のための法律が作られ、何回も改正が行われているにも関わらず、なぜフランスにおける移民の存在は悪くなる一方であるのか。

本論ではフランス社会が抱える移民問題を、移民の流入の歴史と移民法の変遷と問題点を追っていくことで明らかにしたい。

まず第1章ではフランスにおける移民流入の歴史をたどる。ここではフランスに大量に移民が流入した3つ時期、つまり第2帝政期、1920年代、1960年代の移民の特徴をみる。

そして第2章では移民政策の変遷と問題点を、フランスが移民の受け入れを停止した1974年からの法律をたどってみていく。

第1章 移民流入の歴史

本章ではフランスがいつからどのように移民を受け入れてきたかを考察する。フランスは移民の受け入れに対して長い歴史をもっている国である。それは「フランスの人口は、大部分においては、ゲルマン世界からと同様に、地中海世界から来ている外国人の供給により形成されている」ということからもわかるように、さまざまな人種や民族の人々が集まってフランスは構成されている。

では、いったいいつ頃から移民の受け入れが始まったのか。古くは巡礼者、商人、季節労働者、行商人の移動を見ることでその動きを知ることができる。13世紀以来、パリはキリスト教世界の西洋における最も大きい知的中心となつたために、たとえ同時に移住の大きな運動は見られなくても、この国は多くの人々を引き寄せてきた⁷。このことからキリスト教の影響でフランスは外国人が流入し、移住の地となつていった。

19世紀以降の状況を見てみると、フランスに大量の外国人が入ってきたのは、第2帝政期、1920年代、1960年代の3つの時期である。いずれの場合も、労働力としてフランスに入り込んできた外国人であり、移民である。以下はこの3つの時期に移民が流入した理由について考える。

1 第2帝政期の移民

フランスでは「ナポレオン均等相続法」などで農民の土地所有者が多く、また伝統的な強い土地への愛着などから、19世紀初中期の第1次産業革命の段階では、農民が大量に都市に流入するといった現象は見られず、農村地帯にできた繊維産業や鉄道建設、土木工事などに従事することで、何百万の農民が副収入を得るという形態が長らく続いた⁸。しかし、産業が発達するにつれ、農業との両立が困難になる産業分野がでてきたことや、ナポレオン3世が工業発展を奨励したことも加わり、労働力不足を招き、それにより第2帝政期にフランスへの外国人の大量流入が起こった。1860年ごろから20年ほどの間に、フランスの外国人は約50万人から100万人以上に増えている⁹。1920年代以前はベルギー人（48万人）とイタリア人（24万人）だけで在仏外国人の半数以上を占めていた¹⁰。ここで、ベルギー人はフランス東北部の国境沿いにある石炭、鉄鋼、繊維産業などに、イタリア人はフランス南東部の未熟練労働職に従事した¹¹。

この頃の移民はイタリア人やベルギー人などが多く、隣国からフランスに流入しており、彼らは外国に働きに出るという意識ではなく、たまたま国境を越えてその内側にある近くの都市で働いたといったほうが適當だろう。実際に陸続きであるヨーロッパにおいてはそれほど自らを移民として考えることはなかったのではないか。そしてこれらの移民は同じヨーロッパ圏内の人々であり、文化、宗教なども大きな隔たりがなく容易に同化していった。

2 1920年代の移民

第1次世界大戦からこの後にかけて流入した移民である。戦争に男性が動員されたことにより、戦時中の労働力が必要になったために移民を受け入れている。これは戦時下の軍需生産（主に武器、軍需品の製造、輸送、また防衛線としての塹壕掘りのため）¹²を支えるための労働力として、また戦力として、国家と植民地行政当局の協力による募集活動が行われ、植民地原住民の導入が行われた¹³。この時、フランスの植民地からは北アフリカ出身者を中心に60万人に近い人々戦場へが送り込まれ、工場での労働力を含めるとその数は80万にのぼる¹⁴。この植民地からの労働力は、大戦終了とともに当局が半強制的に、同化の困難さという理由で帰国させているが、この中からフランスに残ったマグレブ労働者がマグレブ移民の第1世代を形成することになる¹⁵。

そして第1次世界大戦後の経済再建に大量の労働力を必要としたために導入された移民がいる。フランスはこの戦争で136万人という戦死者を出し（当時のフランスの人口は約4千万人）、負傷者も360万人にのぼり、この戦争がなければ生まれてくるはずだった子供が、170万人にもなるという¹⁶。この戦争がフランスの人口構成に大きな影

響を与え、労働力不足が第2期の外国人の大量流入につながった。前回の大量流入時のように農村からの導入、またイタリア等からの導入を行ったがそれでも足りずにその導入先は東欧に求められた。そこでポーランド、チェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィアの国々と協定が結ばれ、移民の導入が行われた¹⁷。導入にあたったのは経営者団体であるが、労働省外国人労働課などの協力のもとに、現地での募集、雇用者との労働契約の作成、健康診断、旅券査証などの手続きが組織的に行われた¹⁸。

このようにこの時期の移民を見てみると、国家が移民の導入に関与しており、必要を迫られた場合に必要数の導入を組織的に行っている。国家は移民の導入にあたって、彼らを一時的な労働者として受け入れており、フランス国民として受け入れるような態度は見せていない。そして両大戦間に、イタリア人に次ぐ移民集団として、ポーランド人が現れ、彼らは農業または鉱山での労働に従事している¹⁹。この時期のポーランド人を見てみると、通婚の少なさ 集住傾向の強さ、フランス語への不適応などをもって、しばしば同化困難な移民の代表に挙げられている²⁰。そしてこの問題には現代に共通するものがあり、1920年代にすでに、現在フランス社会が直面しているような移民問題が少なからず存在していたことが分かる。

3 1960年代の移民

1930年代の世界的経済危機による不況、第2次世界大戦開戦などにより、移民の波は一時的に止まるが、移民の大量流入は第2次世界大戦後から再び始まる。そして、「栄光の30年」と言われる経済好況に突入するフランスは、1960年代に移民流入のピークを迎える。

フランスは第2次世界大戦後、第1次世界大戦時ほどの被害はなかったにしろ、それでも復興作業のため、また出生率低下を埋め合わせるためにも、大量の移民が必要であった。1945年に「移民事務所ONI」(Office National d'Immigration)が設立され、移民の導入は国家の介入により行われた。移民導入の際に政府は、アフリカ人やアジア人より、できるだけヨーロッパ人を受け入れよう奨励した²¹。戦後当初はイタリア人やベルギー人などのそれまでと変わらぬ国からの移民を受け入れていたが、その後、非西欧発展途上国およびヨーロッパの中での後進国（スペイン、ポルトガル、ギリシアなど）の移民が増加していく²²。そしてその中でも急速に増加してきたのは、マグレブ（アルジェリア、モロッコ、チュニジアの北アフリカ3ヶ国）出身者である。これらの国々はかつてフランスの植民地や保護領であったためにフランスとの接触があり、フランス語ができる者が多いという事情に加えて、ヨーロッパとアフリカとの経済格差から移住が魅力的なものとなっていたことは否めない。アルジェリア戦争終

結からの1960年代に、フランスは高度経済成長を支えるために、さらに大量の移民を受け入れた。アルジェリアに関していえば、1962年の「エヴィアン協定」によって独立が正式に承認され、身分証明書だけで両国間を自由に行き来できたために、この年、86万人ものアルジェリア移民が流入した²³。もちろん、アルジェリアからの移民はこの時に始まったものではない。1962年以前もアルジェリアからの移民は存在していたが、当時アルジェリアはフランスの一部であり、彼らはフランス人と扱われたために、ONIの管轄下ではなく、移民と扱われていなかった。

さらにマグレブからの移民だけでなく、トルコや、セネガルなどのブラックアフリカからの移民も増加していく。彼らはフランス人に替わって、フランス人がもうしなくなった社会的評価の低い、賃金の安い仕事を引き受けている。ここではかつての炭鉱などの鉱山での仕事の比重は低くなり、製造業や建設業を中心とした第2次産業の部門での仕事が多数を占め、彼らはそのなかで単純肉体労働や、不熟練・半熟練労働に従事している²⁴。

1973年第1次石油ショックにより失業者の増加が深刻となり、翌年の1974年には単純労働者の受け入れを公式に停止した。こうしてフランスは移民の受け入れを停止するに至るのだが、現在フランスに定住している移民労働者による家族の呼び寄せやEU圏内の移民は受け入れを拒否することができないために、その数は依然として増えつづけている。

第2章 移民に対する政策の変遷

1 移民法・国籍法

フランスの移民法を考察するにあたり、ここではフランスの国籍法を把握する必要がある。国籍の概念は、大きく二つのタイプに分けられる。ひとつは血によって受け継がれる民族性を国籍取得の考え方とする、〈血統主義〉と呼ばれる、ドイツや日本で採用されているものであり、もう一つは参加する意志によって与えられるものとする考え方であり、そこから〈出生地主義〉という概念が生まれる。フランスの国籍法はこの両者をミックスした考えに基づいている。フランスではこの〈出生地主義〉により、両親が外国人でも、そのいずれかがフランスで生まれていれば、子供がフランスで生まれれば、誕生の時点でフランス国籍を持つことになる(国籍法23条)。また、両親がともに外国生まれの外国人でも、フランスで生まれたその子供は、18歳になったときにフランスの国籍を取得できることになっている(国籍法44条)。

フランスでは毎年、約10万人の外国人の1世、2世がフランス国籍を得てフランス人になっているため、外国人の移住が続いているにも、実際の移住者の数が統計上の増加にはならない。

この〈出生地主義〉による国籍付与は、フランス人としての意識がないまま国籍が与えられる人々を作り出すなどの問題を含んでいることから、改正が求められていることになる。

本章では、移民がその数の多さから社会的に問題になり始めた1974年からの法律を年代順に見ていく。前章で触れたが、1973年に第1次石油ショックが起きたことによって、移民達はその立場が危うくなった。移民を追い出すことで、ここでの社会問題とされる深刻な失業率がはたして改善されることになるか。

1973年の第1次石油ショックによる不況で失業者が増え始めたフランスは、1974年7月に、当時の大統領であるジスカール・デスタンが移民労働省を設立し、単純労働移民を受け入れない方針を打ち出した。しかし、この方針ではEC加盟国からの移民は除かれており（ECの加盟国として、フランスはEC加盟諸国民の入国を妨げることはできない）²⁵、また彼らの家族の呼び寄せも許されていたために不完全な対策であった²⁶。

移民労働省2代目次官P・ディジューは、家族の往来も含むあらゆる移民の受け入れの停止が、すでに入国している移民たちの社会的地位の改善のためにも不可欠であるとした²⁷。しかし、家族入国の禁止は移民たちと世論の強い反対で1975年に廃止された²⁸。

この不況によりそれまでは黙認されていた移民が大きくその存在を明らかにすることになった。しかし、それまでの自由な移民流入に対し、この受け入れ停止はただ移民労働者だけではなく、その家族の受け入れの問題、また移民の出身地によっての受け入れの違いなどの諸問題を含んだものであることが明らかになった。

ここから移民に対する政策が始まり、その改正の試行錯誤は現在に至るまで続いている。

1977年に第2次バール政府のリオネル・ストレル移民労働者環境庁長官は帰国奨励政策（バール・ストレル法）を採った²⁹。この政策は補助金つきで移民に帰国を促したものであった。1977年から1981年まで実施されたこの政策で、総計9万4千人の帰国を組織したが、政府がねらいとしたマグレブ、ブラックアフリカ系は、2万4千人弱にすぎず、多数を占めたのはスペイン人、ポルトガル人の約6万人だった³⁰。後者の国

はすでにEC加盟が予定されていたことに加えて、政治状況が好転し、社会保障制度の整備も進み、彼らは帰国への関心を持ち始めていた³¹。結局、この政策で政府が帰国を促進しようとするマグレブ諸国の移民の数を減らす効果は大きくはなかった。

移民の新規往来を禁止したことにより、不法入国者がかえって増加したため、密入国と不法労働の取り締まりを強化するとともに、公共秩序を脅かす人物の入国禁止、追加収入の規制などを盛り込み、外国人入国滞在許可の手続きを厳しくしたボネ法が1980年定められた³²。

1981年、成立したミッテラン政権は、新規移民、不法入国を阻止し、すでに定住している移民の生活条件の改善、人道的対応を図る政策を採った。ミッテランの社会党は、政権獲得以前から移民の権利を積極的に擁護した。それは大統領選でミッテランが立候補の際に掲げた、以下に挙げる選挙公約に明らかに示されている。

- ・ 移民労働者への差別は撤廃されなければならない。滞在許可の発給の拒否の理由は開示されるべきである。
- ・ 移民労働者とフランス人との権利は平等に確保されなければならない。5年以上フランス領土内に居住するものには市町村選挙の選挙権が認められる。彼らには結社の自由が認められる。
- ・ フランスの受け入れる外国人労働者の年間の数が定められる移民管理事務所(OMI)は民主化されなければならない。不法な移民斡旋への取り締まりは強化される³³。

以上のうち外国人結社の自由化が政権獲得後ただちに実施された。また同年、不法入国者の正規化が行われ、81年1月以前の入国者で、定職を持つ者を対象とし、83年までに14万人以上が正規の移民とされた。この正規化の条件は次第に拡大され、不安定雇用の者、さらには不就労者さえカバーするようになった³⁴。もっとも不正規状態の移民を合法化することは異例ではなく、前政権時の80年～81年にかけても衣料労働者3400人（主にトルコ人、ユーゴスラビア人）が合法化されている³⁵。

選挙公約の2番目に示された選挙権の問題であるが、これは実現されなかつた。左翼政権は外国人選挙権確立を立法の場に提出することさえなかつた。これには他の政党からの批判と、「移民の地位向上のためには他に優先すべき課題がある」という同党内からの意見があったからである。ただ、選挙権問題の棚上げは別の論拠からも意味づけられており、それは定住外国人に帰化をうながし、かれらをフランス国民とし、平等な主権者として参政権行使させるほうがよい、とする見解である³⁶。これは一方で人口政策上の必要から国籍取得の道を大きく開いてきたこの国の伝統に根ざし、他

方では「特殊な」集団の権利承認をきらい、国民の不可分の一体性をできるだけ維持しようとするフランス的な「普遍的」統合の理念を反映するものと言えるだろう³⁷。

そして1984年7月17日に、10年間有効の滞在・労働統一許可証が設立される。この設立のきっかけのひとつは、1983年10月から12月にかけて人種差別に抗議するマグレブ移民の第2世代の若者がマルセイユからパリまで「平等要求行進」を行ったことによる。かれらの代表とミッテランとの会談で、この「許可証」への要求が強く出された³⁸。この「許可証」は労働許可と滞在許可を一体化したもので、10年間有効であり、更新も自動的で、フランス領土内で自由に就労を認めたものである。その取得資格は、フランス人の配偶者か子ども、フランス人の子どもの親、難民・無国籍者、15年以上のフランス滞在の者等である³⁹。この許可証はミッテラン政権の最大の功績のひとつで、移民の権利を認めることになった。

1981年には帰国奨励も自発的なものに切り替えられ、帰国補助金制度が廃止される⁴⁰。移民の国外退去措置も緩和され、退去強制のケースが限定される⁴¹。

また移民支援の諸政策が次々に実施される。移民を対象とした教育優先地域(ZEP)、外国人労働者の職業訓練支援、地域活動参加促進のための活動「郊外八九」、全国移民評議会(CNPI)、地域委員会、社会行動基金(FAS)の地域単位の設置などである⁴²。

しかし、こうした移民への対処がそれまでに対して緩和されてくるなか、家族呼び寄せによる新規外国人の流入や滞在期間の長期化によって、外国人の就業率の低下、教育・文化摩擦、犯罪増加などの社会問題があらわになった。1983年に帰国補助金制度が復活するのはこうした状況からであろう⁴³。

発足当初、ミッテラン政権は、移民の権利を擁護することを目的とした多くの政策、施設を設け、懐柔策をとった。しかし政権後半にあっては、社会的状況からも政策は消極的なものへと変化していった。

1986年、保守派シラク内閣成立。政府はパスクワ内相のもとで1986年、外国人が絡んだ連続爆弾テロ事件の多発を受けて、在住外国人への強引な取締りを実施した⁴⁴。また外国人の国外退去を司法の判断を待たずに簡略化し(県知事の命令によって国外退去を実行できる⁴⁵)、不法移民を強制送還できるようにした⁴⁶。この法案によって101人のマリ人が強制的にチャーター機で送り返されるという事件が起こり、その中には正規の滞在証を持った者もいたため、非難を浴びることになった。

滞在許可証や労働許可証取得の条件も、収入などの項目が加わり、取得は厳しくなった⁴⁷。

国籍取得に関しても国籍法の改正案が提出された。政府は外国出身者によるフランス国籍の自動取得を取りやめようとする法案を議会に提出した。このためには、上述したフランス国籍法の23条と44条の改正または撤廃が必要になった。改正の理由としては、移民出身の第2世代に選択の自由を与えるというものであるが、これは犯罪歴の有無で申し込みを拒否する権利を政府が持つものであった⁴⁸。また婚姻による自動的な国籍取得を認めず、帰化の手続きを行った上での取得を提案した⁴⁹。政府は国籍取得の際に意思確認をすることで、フランスに対する忠誠が疑問視される外国人出身者を排除することを認めている。結局、この法案は見送られることになるが、その後も国籍法改正の議論は続いた。

1988年、再びミッテランの社会党政権が誕生。保守の政策下に成立した法律の改正がなされ、在仏10年以上、フランス人と結婚した者を対象とし、滞在許可取得を容易にした。また不法滞在者にも滞在許可申請権をあたえた⁵⁰。

1993年、改正移民法、通称パスクワ法の制定。1986年のシラク内閣時に成しえなかった国籍法改正が行われる。パスクワ法はいかなる正規化も認めることはなく、フランス生まれの子供を持つ親の正規化は不可能になった。このため非正規化滞在者が急増した⁵¹。また、これまで自動的だった外国人の両親を持つ子供の国籍取得は16歳から21歳までの間に申請しなければならないものに変更され、フランス人との婚姻の際の国籍取得もこれまでの6ヵ月から2年に期間が延長された。その後も身分証明書検査の強化がなされ、外国人の入国・滞在に関する改正法案が議会を通過した⁵²。

パスクワ法では、それまでの移民に対する柔軟な対策から一転し、国籍法の改正までも成し遂げる。

1997年、改正移民法のドゥブレ法が成立。パスクワ法では、滞在許可は与えられないが国外退去も命じられない不法滞在者、滞在許可証不所持者(sans-papiers)を作り出しましたため、その不備を補い、一定の不法滞在者に臨時の許可証を与えて救済するかわりに、不法移民を厳しく取り締まる目的とした。規制強化の内容は、不法滞在を15年以上続けた者でも国外追放できるとし、ヴィザを必要とする外国人に指紋押捺を義務づけ、フランス人と結婚した者が滞在許可を得るためのテスト期間を1年から2年に延長。また離婚後2年間は家族の呼び寄せを禁止し、滞在許可証不所持者の拘留を24時間から48時間に延長。また入国にヴィザが必要な外国人を自宅に宿泊させるフランス人は、市役所に宿泊証明書を申請し、その外国人が出発したときには

再び市役所に届けねばならないという規則が成立。宿泊証明書 (certificat d'hébergement) 自体は1982年からあったが、ドゥブレ法の目的は、これによって不法移民を防止するだけでなく、外国人を泊めるフランス人をリストアップして管理することにあつた⁵³。

1998年、国籍法のギグー法が成立。これはフランスで生まれた子どもには全てフランス国籍を与えるというものである。1993年に変更された国籍取得条件を元に戻した形になった。外国人の両親から生まれた子どもは、意思表示をしなくても、18歳の成人になつたらフランス国籍を取得できるようにした。ただし、志願者は5年間フランスに滞在していることを証明しなくてはならない。最初は5年間続けて滞在していなければならなかつたが、のちに11歳から18歳の間に、合計で5年間滞在していればよいことになった⁵⁴。

以上、1974年から1998年までの移民に対する法律の変化をたどった。フランスでは政権が変わることで、政策に大きな変化が見られる。選挙権を持たない移民が多く存在するにもかかわらず、彼らの権利、立場が政府により大きく変えられてしまう。こうした状況の中でも、近年、移民に対する法律は特に厳しくなったように思われる。規制を主とし、移民を抑制しようとする意図が明らかに現れている。

2 移民の状況、諸問題

政府によって1974年以来、さまざまな政策が立案され、施行されるなか、当事者である移民はどのような反応を見せてきたのだろうか。本節では特にマグレブ移民が関係した事件をいくつか取り上げてみようと思う。

1) 「スカーフ事件」

1989年、パリの北の郊外クレイユの中学校に通うマグレブ少女三人がイスラム教のスカーフを被って登校てきて、スカーフをとるようにとの学校側の説得に応じなかつたため、授業への出席を拒否された。「フランスの公教育の場では宗教的宣伝の行為は禁じられる」という、いわゆる「非宗教性・ライシテ」の原則が、学校側の挙げる理由であり、また国民教育省の公式の見解でもあった。当時のリオネル・ジョスパン国民教育相は、できるかぎり女生徒と親を説得し公教育での非宗教性を理解させ、それでも聞き入られないのなら、子供の就学を優先して、スカーフ着用を認めざるを得ない、という結論を下した。しかし、共和国の理念を信奉する人々は、教育相が結局のところ「スカーフを被ってきてても致し方ない」としたことに猛反発した。このいわ

ゆる「スカーフ事件」は国中を巻き込むような論争に発展した⁵⁵。

この事件ではマグレブ移民の多くが信仰するイスラム教が問題となっている。「ライシテ」の原則は移民に対する法律として制定されたわけではないが、この問題はフランスが「唯一にして不可分な国」であるのに対して、移民たちの信仰する宗教が持ち込まれたことにより、異なる集団の存在を明らかにした。

2) 「カレド・ケルカル事件」

アルジェリア移民2世の青年カレド・ケルカルは、1995年の7月下旬以来のパリを中心とする連続爆破事件のうち、少なくとも8月26日のフランス新幹線爆破未遂事件の有力容疑者であり、9月に憲兵隊との銃撃戦の末に死亡した。一連の事件ではイスラム原理主義過激派が犯行声明を出しており、ケルカルの関与はフランス国内への原理主義浸透を見せつけた⁵⁶。

フランスに同化が進んでいたはずの移民の第2世代が、フランスの文化と大きく隔たったイスラムに傾倒していた背景には、彼らがフランス社会から必ずしも受け入れられていない状況がある。多くの移民2世たちはフランスで育ち、教育を受け、フランス社会に同化しているにもかかわらず、彼らが受ける社会的、経済的な排除は存在する。例えば就業率が示すように、移民出身者の若者の33%が失業中（フランス人の失業率は12%台）である⁵⁷。

国籍の点から実質的にフランス人と変わらない移民たちが排除されているという現実は、特に貧困層が集中する郊外の問題として捉えられる。

フランスでは1970年代以来、都市の近郊にHLM (*habitation à loyer modéré*) と呼ばれる「公営低家賃住宅」を建て、所得の低い層に対し優先的に提供するという政策をとってきた。その結果、HLMにはフランス社会の底辺にある者、主としてマグレブ移民が集中することになり、慢性的な失業者が集中する治安の悪い地区というイメージが定着した。従って、フランスでは、社会問題の集中する地域になる傾向がある。

3) 「教会占拠事件」

1996年3月に約3千人の滞在許可証を持たない外国人(sans-papiers=サンパピエ)が、パリ11区のサンタンブロワーズ教会を占拠した。直ちに警察により強制退去がなされたが、同年6月に彼らはパリ18区のサン・ベルナール教会を占拠した⁵⁸。この占拠は滞在の正規化を求めるために起こしたものであった。彼らは前述したパスクリ法の制定により、滞在許可を取得することができなくなった者で、多くはフランスの旧植民地のブラック・アフリカの出身者である。占拠は警察による強制退去で終わるが、移民支援団体や反人種差別運動団体によるサンパピエ支援運動が起こった。その後、ドゥブル法制定により彼らは1年毎更新の滞在許可証を与えられ、運動によって要求

が部分的に実現した⁵⁹。

以上、いくつか移民が関連した問題を挙げてみた。

近年、移民規制法が増加したことによって、彼らの状況はますます厳しいものとなってきている。また対象となる移民は2世、3世へ移ってきていている。

むすび

現代フランス社会が抱える移民問題を、移民流入の歴史と移民政策の変遷をたどることで浮き上がらせることができた。移民はもはや短期的な出稼ぎ労働者ではなく、フランス社会に居住するようになってきている。にもかかわらず、政府は移民の受入れを望まず、排除を目的とした法律の改正を重ねるため、彼らとの軋轢は増えるばかりである。

移民第2世代の問題やマグレブ移民の宗教で、現在のフランスで信者がカトリックに次いで2位であるイスラム教⁶⁰が原因となる事件も、移民問題を考察する上では見過ごすことはできない。

だが、一方で移民は現在のフランスには必要な構成要因になっている。フランスが多くの移民を受入れ、発展してきた歴史的事実からも明らかであるように、共生への道を考えていいくことがなによりも重要な課題である。

この問題はいずれ人口が減少し、労働力を海外に頼ることになる日本にも共通の課題になると思われる。

注

- 1 ミュリエル・ジョリヴェ『移民と現代フランス』(鳥取絹子訳、集英社新書、2003年)、参照
- 2 毎日新聞、2002年5月5日
- 3 清水弟『フランスの憂鬱』(岩波新書、1992年) p.44
- 4 内藤正典編『もうひとつのヨーロッパ 多文化共生の舞台』(古今書院、1996年) p.246
- 5 清水弟、前掲書、p.43
- 6 Emile Temime, *France, terre d'immigration*, Gallimard, 1999, p.15
- 7 ibid., p.18
- 8 塚本一『知恵大国 フランス』(講談社、1992年) p.163
- 9 同書p.164
- 10 宮島喬、梶尾孝道、伊藤るり『先進社会のジレンマ 現代フランス社会の実像をもとめて』(有斐閣選書、1985年) p.142
- 11 アリックG.ハーグリブス『現代フランス 移民からみた世界』(石井伸一訳、明石書店、1997年) p.34
- 12 江口幹『パリ、共栄の街 外国人労働者と人権』(径書房、1990年) p.81

- 13 宮島喬『外国人労働者受け入れの論理』(明石書店, 1989年) p.211
- 14 平野千果子『フランス植民地主義の歴史 奴隸制度廃止から植民地帝国の崩壊まで』(人文書院, 2002年) p.210
- 15 宮島喬, 前掲書, p.212
- 16 塚本一, 前掲書, p.165
- 17 宮島喬, 梶尾孝道, 伊藤るり, 前掲書, p.142
- 18 宮島喬, 前掲書, p.212
- 19 アリックG.ハーグリブス, 前掲書, p.35
- 20 宮島喬, 前掲書, p.214
- 21 アリックG.ハーグリブス, 前掲書, p.37
- 22 宮島喬, 梶尾孝道, 伊藤るり, 前掲書, p.145
- 23 同書, p.145
- 24 同書, p.146
- 25 アリック・G.ハーグリブス, 前掲書, p.46
- 26 塚本一, 前掲書, p.181
- 27 原輝史, 宮島喬編『フランスの社会』(早稲田大学出版部, 1993年) p.150
- 28 渡邊啓貴『フランス現代史』(中公新書, 1998年) p.259
- 29 同書, p.259
- 30 宮島喬『ヨーロッパ社会の試練』(東京大学出版会, 1997年) p.170
- 31 同書, p.171
- 32 渡邊啓貴, 前掲書, p.259
- 33 宮島喬, 前掲書, p.172
- 34 渡邊啓貴, 前掲書, p.259
- 35 宮島喬, 前掲書, p.173
- 36 同書, p.179
- 37 同書, p.179
- 38 フランソワーズ・ギャスパール, クロード・セルヴァンニ・シュレーベル『外国人労働者のフランス』(林信弘監訳, 法律文化社, 1989年) p.296
- 39 宮島喬, 前掲書, p.180
- 40 渡邊啓貴, 前掲書, p.260
- 41 同書, p.260
- 42 同書, p.260
- 43 塚本一, 前掲書, p.180
- 44 清水弟, 前掲書, p.78
- 45 渡邊啓貴, 前掲書, p.260
- 46 塚本一, 前掲書, p.181
- 47 渡邊啓貴, 前掲書, p.260
- 48 アリック・G.ハーグリブス, 前掲書, p.257
- 49 内藤正典編『もうひとつのヨーロッパー多文化共生の舞台一』(古今書院, 1996年) p.229
- 50 渡邊啓貴, 前掲書, p.261
- 51 三浦信孝編『普遍性か差異化—共和主義の臨海, フランス』(藤原書店, 2001年) p.52

- 52 渡邊啓貴, 前掲書, p.286
- 53 鈴木信孝『現代フランスを読む—共和国・多文化主義・クレオール』(大修館書院, 2002年) p.79
- 54 ミュリエル・ジョリヴェ, 前掲書, p.25
- 55 内藤正典編『もうひとつのヨーロッパー多文化共生の舞台—』(古今書院, 1996年) p.5
- 56 同書, p.2
- 57 同書, p.257
- 58 三浦孝信, 前掲書, p.53
- 59 同書, p.65
- 60 アリック・G.ハーグリブス, 前掲書, p.185

第2部 フランスの移民に対する教育政策

序文

第2次大戦後のフランスの学校教育改革は、1947年の「ランジュヴァン・ワロン (Langevin-Wallon) 教育改革案」からはじまる。平等と多様性という2つの面を持つ「正義の原則」を第1の原則として、子供の人格を尊重し、適性を見出し、個性を伸長させようとする教育活動を行う改革案であった。1969年のギシャール文相 (Olivier Guichard) による「学校のルネッサンス」改革に続き、それを拡大し、また、定着させるに至ったアビ文相 (René Haby) の改革案が1975年に定められる。学校の地方分権化を進め、週の授業時間数の削減などが盛り込まれた。

1980年代に入ると、85年、当時の文相シュベーヌマン (Jean-Pierre Chevènement) が改革案を出し、次いでジョスパン (Lionel Jospin) 文相が1989年7月10日付で、「教育基本法 (Loi d'orientation sur l'Education, N°89-486 du 10 juillet, 1989)」を改正した。シュベーヌマン改革では、教育の情報化や、アビ改革から始まった地方言語や地方文化の教育がいっそう推進される。また、ジョスパンの改革にも引き継がれることとなる「2000年までに高等学校修了資格 (バカロレア) 取得者を80%にまで引き上げる」ことに代表される「基礎学力を重視した質の高い学校づくり」を目標とし、これは換言すれば、「多様化政策とエリート教育」¹を追求した。

「1989年7月10日付教育基本法」(以下、ジョスパン法:当時の文相ジョスパンの名前をとった略称)は、それらの改革案を包含し、発展させたものであることができる。教育の「機会均等」と「多様性」をともに達成することを基本理念とし、教育を「国の最優先課題」と位置づけ、教育の中心にいるのは、生徒であり、学生であることを確認している²。大別して5つの改革がジョスパン法に盛り込まれているが、

本稿では、とくに移民のための教育について考える。

第1章 ジョスパン法

上述したように1989年7月10日付けで教育基本法が制定された。この法律がめざす教育の「機会の平等」とは、すべての子どもが社会的・文化的・地理的出自に制約を受けることなく、平等に教育を受けられるということであり、また、「多様性」とは、子どもの能力や適正の多様性を尊重し、ひとりひとりに応じた教育活動を行うことである。ジョスパンの改革以前の教育基本法であるアビ法には、「多様性」という文言はなく、欧州統合などの世界の動きにあわせて教育に対する考え方も変化していくことが読み取れる。移民の教育をめぐる問題が表面化し始めた時期ではあるが移民に対する直接的には言及していない。しかし、ジョスパン法およびその「付属報告書」からそれを暗に示すような表現はいくつか拾い出すことができる。池田賢市の著書である「フランスの移民と学校教育」から言葉を引くと、

- ①…その社会的、文化的または地理的出自にかかわらず…（第1条③）
- ②…社会的に不利な環境に置かれている学校…（第2条②）
- ③…社会的に不利な環境にある子ども…（第21条）
- ④…知識の習得に最も恵まれない子どもたち…（付属報告書）
- ⑤…とりわけ教育的処遇において恵まれない社会的カテゴリー…（同上）
- ⑥…社会的・文化的出身、および学習のレベル、資質において多様な生徒たち…（同上）
- ⑦…社会的・文化的および経済環境との関係…（同上）³

また、ジョスパン法では「教育優先地域」(Zone d'Education Prioritaire：以下、ZEPと略す)について直接触れている条文は見当たらない。「付属報告書」の中の「学校からの排除に対する闘い」で見るにとどまる。ZEPは、ミッテラン政権が誕生した1981年の7月1日付け、また12月28日付けの通達のもと、国民教育相サヴァリが1982年の新学期9月から設定され、実施された⁴。7月1日付の通達によると、ZEPは「学業の失敗の率が高い地域、社会環境での教育活動を選別的に補強することによってこの不平等を是正する」ことを目的としている。ジョスパン法第2条にもあるように、通常は3歳からの保育学校または、幼稚学級へ入学するところを、「2歳児の受け入れについては、都市部、農村部あるいは山間部のいずれの地域であれ、社会的に不利な環境に置かれている学校において、優先的に広げられる」と規定し、特にフランス語

の「読解力」に関して、家庭と一体となった教育活動について述べている⁶。シュベーヌマン文相の時代には教育競争に移民の子どもたちを組み込み、教育水準の「底上げ」をはかるひとつの「装置」として位置づけていたが、ジョスパン法では移民の子どもたちの「学業の失敗」は「学校教育そのものの失敗」と結び付けられ、学力問題だけでなく、学校の存在そのものの威信に関わる問題⁷であると捉えられる。2歳児の幼稚園受け入れは、フランス語の能力だけではなく、まったく違う生活習慣を持つ移民の子どものフランス社会への適応も兼ねている。大きな問題として挙げられるのが、1989年に大きく報じられた「スカーフ事件」である。フランスでは1905年から政教分離が唱えられており、公教育の宗教的中立性と生徒の宗教的自由の限界が表面化した。このような異文化を理解する教育もジョスパン法には組み込まれている。

初年度には362の地域がZEPとして設定を受けたが、財政的問題や教員の不足、ZEP指定地域が実態とそぐわないなどの問題点が指摘されたため、1994年の省令によりZEPにおけるより一層の教育活動の充実を図るため、1995年の調査では、558の地域がZEPに指定され、初等学校においては5300(全体の9.6%)、700のコレージュ(14.2%)が新たに変更された⁸。

ここでフランス教育政策の1つの指標として以下の「フランコフォン(フランス語話者)」における女性の識字率を考察したい。

エマニュエル・Todd (Emmanuel Todd) は、その著書『移民の運命』の中で、マグレブの国における識字率の分析を以下のように行っている。「チュニジアは、識字化ではもっとも進んでおり、1980年ごろに約45%のフランス語使用者が存在する。」「モロッコは、…フランス語使用者の比率はマグレブでもっとも低く、わずか30%にすぎない。」「アルジェリアは、…フランス語の使用は、他の国のように識字化の結果というよりは、直接的植民地支配の結果であるが、非常に普及している。フランス語使用者は、48%であり、この面でチュニジアの上を行く⁹。」この数字は、フランス語使用者を表している数であり、識字率としての正確な数値は提示されていない。

E・Toddは、フランスとマグレブの人類学的システムの接触が始まったのは1830年代からであり、これにより北アフリカでフランス語が普及し、さらに1945年以降に関しては、労働者とその家族のフランスへの移住によって接触は継続していると述べている¹⁰。事実、オイルショック以降、不法移民などを従来より厳しく取り締まるために「国籍法」が改正され、強制送還者の増加したことや、帰国奨励策により、わずかな数ではあるがフランスから、祖国アルジェリアやチュニジアなどに帰国する移民が存在したため、接触は途切ることはなかった。

「北アフリカ及び西アジア」のグラフを中心に見ると、図1は、1990年の世界における

る25歳以上の女性における非識字率に関するグラフである。キプロス、イスラエル、トルコは除外されているが、25歳以上の女性の約75%が非識字者である。これは、初等教育が普及する以前、つまり1965年以前に生まれた女性が対象になっているからであると推測される。なぜなら、マグレブ3国は1960年前後に相次いで独立し、また安定していない時期があるので、初等教育があまり浸透しておらず、「開発途上の国々では、何代にもわたる教育の軽視のため、年長の女性の非識字率は高いままになっている」¹¹ことが原因として考えられる。

図2は、20—24歳の女性の非識字率に関するグラフであるが、1970年の北アフリカ及び西アジアにおける20歳～24歳の女性の非識字率は約80%に達しようとしているが、20年間で約30%も低下し、1990年には約50%になっている。

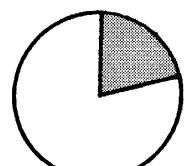
図3では、20—24歳の非識字率を女性と男性に分けて見ることができる。サハラ以南のアフリカよりも若干非識字率は低いが、男女で約2倍の開きがある。

図4では、1980年における15—24歳女性の都市部と農村部の非識字率を表しているが、Aのアフリカに注目したい。都市部では、約2人に1人の割合で識字化が進んでいるが、その反面、農村部においては、4人のうち3人は文字を知らないことになる。都市と農村の教育格差が、浮き彫りになっている。

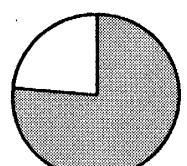
彼女らが一般的に使用している言語は、マグレブ諸国の公用語「アラビア語」である。これらのグラフの範囲となっている「北アフリカ及び西アジア」については、ほとんどの国がアラビア語を公用語としているため、基準は「アラビア語」であり、公用語ではない「フランス語」に関しては、この数値が表すものよりも、20—24歳女性、25歳以上の女性の非識字率はより高く、女性と男性にも当然のように差があり、そして、都市部と農村部においても大きな格差が生じていると考えられる。

1950年代までフランスの植民地であったマグレブ諸国は、同化を強制された歴史を持ち、同化の手段として「フランス語の普及、そのための学校の建設」¹²を柱とした政策が押し進められた。また、実際には成立しなかったものの、第2次大戦中に植民地

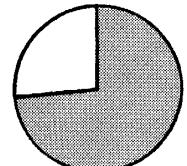
ラテンアメリカ・カリブ海地域



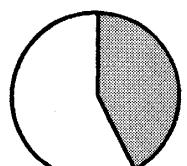
北アフリカ及び西アジア



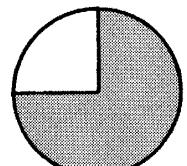
サハラ以南のアフリカ



東アジア・東南アジア



南アジア



出展：国際連合著
『世界の女性』p.95(図1)
p.96(図2, 図3)
p.97(図4)

図1 25歳以上の女性
の非識字率
1990年(%)

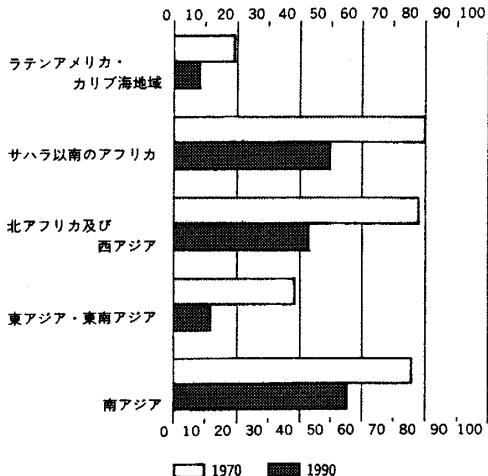


図2 20-24歳の女性の非識字率(%)

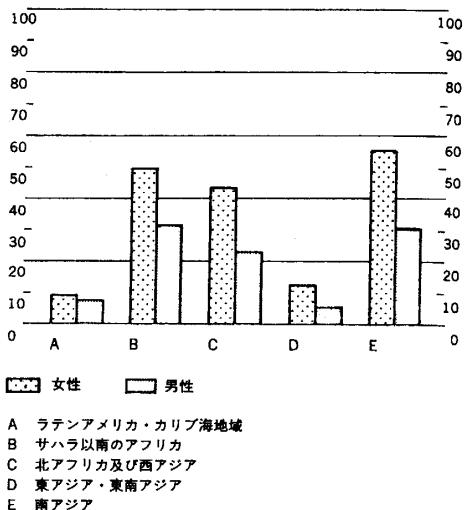


図3 20-24歳の非識字率 1990年(%)

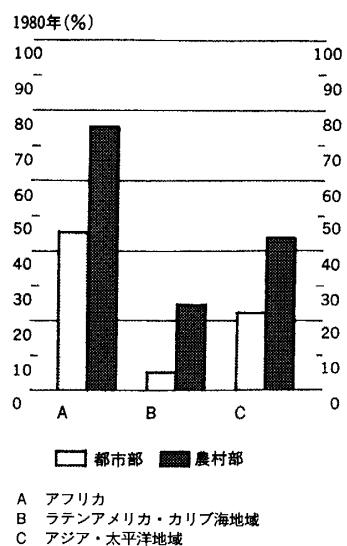


図4 20-24歳の女性の非識字率 1980年(%)

においてフランス語を公用語にしようとする方針も打ち出された。そのため、E・トッドが述べるように¹³フランス語話者はマグレブ諸国に存在する。しかし、フランス語を話すことができることと、フランス語の文字が書けたり、読めたりすることとは直接結びつかない。こうした状況の中で、フランスに流入してくる移民の子どもに教育する教員に対して研修や養成を行う機関が誕生した。それが、次に考察するCEFISEM (Centre de Formation et d'information pour la Scolarisation

des Enfants de Migrants 移民の子どもの学校教育のための養成情報センター) である。

第2章 セフィセム

CEFISEMは、1975年に移民の子どもたちによって引き起こされる、もしくは、彼らをめぐって生じる学業上の諸問題への的確な対応策を模索するための組織であった。さらに、その地域の移民の居住状況等の情報収集や学校と移民家庭との連携に関する支援も重要な活動内容となっている。それは、「学校での成績の悪さや落ちこぼれは、家族の状況、または経済的に恵まれない階級に多くを起因すると確認している」¹⁴から

である。

具体的な活動内容は以下の1990年10月9日付の通達に見ることができる。主なものを取り上げると

- ①…外国人の子どもを対象とした特別学級を担当している教員に対する研修
- ②…言語的に困難がある子どもの比率の高い学校、とりわけ教育優先地域（ZEP）における教員に対する研修
- ③…異文化から見たフランス人教員と外国人教員合同での研修
- ④…文化的多様性や人権教育についての研修
- ⑤…ZEP政策への参加

で、これらを含めて13の活動内容が定められている¹⁵。

CEFISEM設置当時の意義として、「彼らに強く同化を求める（と同時にそれとともになうひとつの社会現象としての彼らに対する拒絶や排除）から、フランス社会の豊かさの源泉として異質なものを受け入れていこうとする態度の変化のあらわれ¹⁶」であると、池田は述べている。

移民がフランス語を幼少の時から学び、読み、書き、話すことができればフランス社会への同化の速度も必然的に上がるものであった。しかし、それだけではなく移民が持つ祖国への理解や、文化的アイデンティティも並行して教育しなければならない。現在は、移民の第2世代や第3世代の時代になっている。そして移民の子どもが帰国した場合、祖国への適応が困難であってはならないからである。林瑞枝が紹介している「私にとっての現実のモロッコとは、休暇で帰る所に過ぎません。フランスとも深く結ばれているのです。モロッコとフランスと、両方ともが私の中にはあるのです。モロッコに帰って生きていくにしても大変だと思います¹⁷。」という言葉に象徴されるように、第2世代は、フランスで育っているために、故郷と生活する場所を完全に分離して考えているようである。

このように活動してきたCEFISEMであるが、90年代に入り、活動する観点が徐々に変化してきている。移民が生活をしている環境が変化していることがひとつの要因として挙げられる。70年代から、移民の子どもたちに初等教育の段階での「入門学級」や中等教育の段階における「受け入れ学級」でフランス語教育を行い、早い時期での習得を目的とした施設が設置されていた。それにより移民の子どもに対するフランス語教育が充実し、ジョスパン法で掲げた「教育の機会均等」が達成されるに至った。その後、移民の子どもたちはフランス社会に実際に参加することになるため、CEFISEMの新しい役割を求められている。それは、「市民」の育成であり、その具体

的内容として挙げられるのが「社会化」、「自学自習」、「市民と法の関係」である¹⁸。フランス人の子どもたちと同様にフランス社会に適応し、社会生活が送れるような教育に変容したのである。

ジョスパン法で、「父母の教育参加」の重要性がうたわれているのも、フランス人、外国人の区別なく、学校、家庭、地域社会で子どもたちを教育しようとする意志である。

第3章 ライシテ

ライシテとは、フランス共和国の原則でもある国家の「非宗教性」である。公教育における宗教的中立性を確立したのは、1878年に公教育相に就任したジュール・フェリーであった。それまでの教育に関しては、聖職者や修道士による教会権力が主導権を握っていた。

1850年3月15日に制定された「ファルー法 (Loi de Falloux)」の中に、その一端がうかがえる。「道徳・宗教教育」が必修科目と規定され、教員資格に関しては、「国家により公認された宗教の一つに属し、聖務禁止処分も罷免処分も受けていない宗教教師の資格をもって代えることができる」としている¹⁹。つまり、聖職者が特権を持っており、初等教育の教員になりえたのである。このような教育制度が示すように、宗教的中立性が確立される以前には、教会が国家を動かしていた部分もあったと言える。

1882年3月23日法 (フェリー法) の正式な名称は、「初等教育を義務とする法律」であり、初等教育の「無償制・義務制・世俗性」が定められており、条文中でのライシテの明文化は避けられている。「ファルー法」で定められていた初等教育に関する教科の中で、「宗教及び道徳教育」を廃止し、「道徳及び公民教育」に置き換えただけにすぎない。

第2次大戦後、1947年6月17日に「ランジュヴァン・ワロン改革案 (Langevin-Wallon)」が出された。この改革案では、「正義の原則」を第1の原則とし、公教育における子どもの平等と多様性を保障している。しかし、改革案第6章の「道徳教育および公民教育」では、「公立学校の非宗教性という意味を、いっさいの教化的活動の排除とは考えないでほしい。特定の宗教的・政治団体の成員を殖やす仕事は、学校の任務に含まれない。しかし社会生活における自己の役割や公民としての自己の責任を子どもに自覚させることは、国民に対する公立学校の義務である²⁰」としている。これは、公立学校内で教育活動を妨げなければ、すべての子どもの表現の自由および宗教的自由を保障することを意味する。

1975年の「アビ改革」、1984年の高等教育に関する「サヴァリ改革」、1985年のシュベーヌマンが行った教育改革では、触れられていないが、1989年「ジョスパン法」では、「コレージュおよびリセにおいて、生徒は、多様性の尊重および中立性の原則の枠において、情報を受ける自由および、表現の自由を有する。これらの自由の行使によって、教育活動が妨げられるようなことがあってはならない²¹」と規定されている。

しかし、「ジョスパン法」が成立してわずか3ヵ月後の10月、パリの北、オワーズ県クレイユのコレージュ・ガブリエル＝アヴェにモロッコ人の女子生徒3人がチャドル（イスラムのスカーフ）をかぶって登校し、スカーフを着用していた女子生徒3人は、校則に違反したとして退学処分を受けた。フランス全土で論議を呼ぶ事態に発展した。これが、「スカーフ事件」である。

この「スカーフ事件」を受けて、当時の国民教育相ジョスパンは、フランスの最高行政裁判所であるとともに政府の諮問機関であるコンセイユ・デタに法的見解を求め、同年12月12日に大学区長、地方教育機関、学校長に通達を出した。はじめに、「フランス共和国憲法の原則である宗教的中立は、公立学校の基礎である²²。」とし、その内容として、「宗教的信念は、個人的なものであり自由は認められなければならないが、差別なくすべての生徒が受け入れられる学校において、宗教的自由は制限される。したがって、原則、価値、法、そしてわれわれの民主主義に反する政治的、哲学的、宗教的、性的、もしくは倫理的所属による差別を招くすべての宗教的しるしは、禁止されるべきである²³。」と記している。しかし、校内での宗教的標章の着用の問題の解決は、各学校での判断に委ねたものであり、宗教的標章の着用を厳しく取り締まるものではなかった²⁴。

「スカーフ事件」はジョスパン法また、1989年12月のジョスパンによる通達以降頻発した。そのため、1994年9月20日にバイルー（François Bayrou）国民教育相がイスラムの「スカーフ事件」に関する通達を出した。この通達の内容は、フランス共和国は、すべての宗教的・政治的・文化的信念を尊重するが、学校の共同生活を送る上の規則からある生徒を分断してしまうようなこれみよがしのしるしの存在を受け入れることはできないとし、宗教的標章物を着用することを校則で制限することになった²⁵。

このふたつの通達では、国家として、宗教的・政治的・文化的信念は、個人的なものであり、尊重すべきものである。しかし、公立学校では、すべての生徒が受け入れられる場所であるため、他の生徒の自由を脅かすことがあってはならない。3つの改革を見てきたように「教育機会の平等」、そして「宗教的中立性」を国家の原則としているフランス共和国においては宗教的なこれ見よがしのしるしを排除することが必要

であるということが、読みとれる。この点を踏まえて、以下のコンセイユ・デタが示している複数の「スカーフ事件」の判決を見てみたい。

「スカーフ事件」に関してコンセイユ・デタが判決を下しているが、1790年の人権宣言第10条、1958年憲法第1条、ジョスパン法第10条、そして1989年のコンセイユ・デタの見解に基づき、スカーフ着用に関する校則および生徒の退学処分を違法だと結論づけた。その理由となったのが、「スカーフ着用により学校における秩序の混乱は立証されていない²⁶」ことが挙げられる。この判決とは別に、1993年に同じくスカーフを着用して学校に登校し、注意したにもかかわらずスカーフをとらなかった生徒が退学処分になった判決については、教育活動を妨げ、混乱を招いたという事実確認に至ったため、この退学処分は適法とされた²⁷。

小泉洋一は、「コンセイユ・デタは、イスラムのスカーフが誇らしげに見せびらかすものであっても、その着用そのものをライシテの原則に抵触するものとはせずに、それを、生徒の自由の範囲にあると考えつつ、具体的にその着用を禁止しなければならない理由、例えば、学校の秩序の混乱などの状況が存在するかをかなり細かく検討する態度を堅持している²⁸。」としている。類似した事件が、まったく異なる判決を受けたことはきわめて興味深い。判決を出す理由として決定的であるのが、「ジョスパン法」第10条にある「自由の行使によって、教育活動が妨げられるようなことがあってはならない」という箇所である。第1条は「機会の平等」について述べ、ある生徒および学生を中心として行われる教育が、他の生徒および学生における機会の平等を侵さない自由を認めているのである。これらの事件により生徒の自由の限界を見ることができる。1994年に出された「バイルー通達 (Circulaire N°35 du 20 septembre 1994)」は公立学校におけるスカーフの着用を校則で制限するよう支持している。

しかし、この通達以降の、コンセイユ・デタの判決内容には、あまり変化はなかつた。スカーフの着用だけで、宗教・改宗活動が行われるとは判断できない、などの「バイルー通達」にあわせた判決内容が変化してきてはいる。

2003年に入り、公立学校における非宗教性をめぐる論議は再燃している。フランス政府は、ベルナール・スタシを委員長とする「非宗教性に関する委員会 (la commission de réflexion sur l'application du principe de laïcité dans la République)」を設立し、公教育施設内におけるこれみよがしの宗教的標章物を禁止する法を成立させようとしている。これは、イスラム教のスカーフのみを禁じるものではなく、キリスト教の十字架やユダヤ教のヤムルカ帽を禁止するものもある。その答申をシラク大統領も受理し、法制化に向けて動き出した²⁹。

結　び

移民の子どもたちに、早い段階からフランス語や異文化理解教育を教員、父母も含めてすることにより、ジョスパン法に掲げている「機会の平等」と「多様性」は定着しつつある。フランスで生まれる移民の子どもに出身国の言葉や文化を教育する制度も70年代から形を変えながら存在している。しかし、2003年9月にイスラム教の私立学校がリールに誕生し、話題を呼んだ。これもひとつの教育の地方分権化と見ることができるであろう中央集権的教育を行ってきたフランスであるが、1982年、3月2日「地方分権法 (Loi de décentralisation du 2 mars 1982)」成立以後の地方分権化の動向も興味深い。また、12月には、公立学校で宗教的象徴物の着用を禁止する「政教分離法」の動向にも注目したい。

注

- 1 小野田正利「現代フランスにおける教育改革の方向と理念」『理想』第658号 p.59
- 2 Loi d'orientation sur l'Education, N°89-486 du 10 juillet. 1989の第1条による。
- 3 池田賢市『フランスの移民と学校教育』、明石書店、2001年、p.137を参照
- 4 Circulaire N°81-238 du 1 juillet 1981, 及びCirculaire N°81-536 du 28 décembre 1981, を参考
- 5 Loi d'orientation sur l'Education, N°89-486 du 10 juillet. 1989
- 6 同上
- 7 小林順子編『21世紀を展望するフランス教育改革』東信堂、1997、p.258
- 8 Ministère de l'Education nationale, *Note d'information*, N°95-25, 1995を参照。
- 9 エマニュエル・トッド『移民の運命—同化か隔離か—』藤原書店、1999年、p.387-388
- 10 同上、p.388
- 11 国際連合著 日本統計協会訳『世界の女性 1970-1990—その実態と統計—』p.95
- 12 平野千果子『フランス植民地主義の歴史』2002年、人文書院、p.225
- 13 エマニュエル・トッド 前掲書、p.388
- 14 ミュリエル・ジョリヴェ『移民と現代フランス』2003年 集英社新書 p.80
- 15 Circulaire N°90-270 du 9 octobre 1990を参照。
- 16 池田賢市『フランスの移民と学校教育』明石書店、2001年、p.120-121
- 17 林瑞枝『フランスの異邦人—移民・難民・少数者の苦悩』中央公論社、1984年、p.171
- 18 池田賢市 前掲書、p.129
- 19 小泉洋一『政教分離と宗教的自由—フランスのライシテー』(法律文化社、1998年) p.176
- 20 ランジュヴァン他『国民教育の改革』(永治日出男訳、明治図書出版、1983年) p.212-213
- 21 Loi d'orientation sur l'Education N°89-486 du 10 juillet 1989. 『21世紀を展望するフランス教育改革』p.369-407を参照。
- 22 Circulaire N°48 du 12 décembre 1989を参照。
- 23 同上

- 24 小泉洋一 前掲書, p.206
- 25 Circulaire N°35 du 20 septembre 1994を参照。
- 26 小泉洋一 前掲書, p.207
- 27 同上
- 28 小泉洋一 前掲書, p.209
- 29 12月17日には、シラク大統領が公式見解として「宗教的標章物を公立学校内で着用することを禁止する法律」に肯定的で、法制化を支持する発表があり、日本のメディアでも大きく取り上げられた。

参考文献

- 国際連合著『日本統計協会誌『世界の女性 1970-1990—その実態と統計—』日本統計協会 1992年
- 梶原孝道編『ヨーロッパとイスラム—共存と相克のゆくえ』有信堂高文社 1993年
- エマニュエル・トップ 石崎晴己・東松秀雄訳『移民の運命 同化か隔離か』藤原書店 1999年
- 小泉洋一『政教分離と宗教的自由—フランスのライシテー』法律文化社 1998年
- 池田賢市『フランスの移民と学校教育』明石書店 2001年
- 本間政雄・高橋誠編著『諸外国の教育改革—世界の教育潮流を読む—』ぎょうせい 2000年
- ミュリエル・ジョリヴェ『移民と現代フランス—フランスは住めば都か』集英社新書 2003年
- 林瑞枝『フランスの異邦人』中公新書 1984年
- 平野千果子『フランス植民地主義の歴史—奴隸制廃止から植民地帝国の崩壊まで』人文書院 2002年
- アリック・G・ハーグリーヴス著 石井伸一訳『現代フランス—移民から見た世界』明石書店 1997年
- 小林順子編『21世紀を展望するフランス教育改革』東信堂 1997年
- 原田種雄他編『現代フランスの教育』早稲田大学出版部 1988年
- 三浦信孝編『普遍性か差異か—共和主義の臨界フランス』藤原書店 2001年
- 小野田正利『教育参加と民主制』風間書房 1996年
- 内藤正典編『もうひとつのヨーロッパ—多文化共生の舞台—』古今書院 1996年

参考通達及び法律

- Circulaire N°81-238 du 1 juillet 1981
- Circulaire N°81-536 du 28 décembre 1981
- Circulaire N°48 du 12 décembre 1989
- Circulaire N°90-270 du 9 octobre 1990
- Circulaire N°35 du 20 septembre 1994
- Ministere de l'Education nationale, *Note d'information*, N°95-25
- Loi d'orientation sur l'Education, N°89-486 du 10 juillet. 1989